

水道の工事や漏水の場合はどうするの？

1. 給水装置の新設・増設・変更・撤去などの場合

この場合の工事費用は水道利用者の負担となります。
銚子市指定給水装置工事業者に依頼してください。

2. 公道での水道管の漏水の場合

水道局で修繕しますので、下記までご連絡ください。
水道局工務室 電話番号：22-7783

3. 宅地内漏水の場合

○水道局の負担で行う修繕

水道局で修繕を行う範囲は、水道メーターから配水管までです。(右図参照)

ただし、集合住宅などの場合は公道から最も近い宅地内の止水栓(第1止水栓)から配水管までです。

○水道利用者の負担で行う修繕

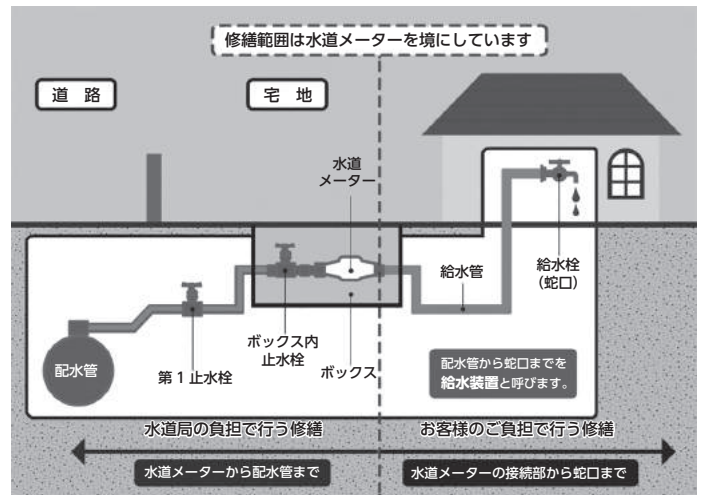
水道メーター(もしくは第1止水栓)から蛇口までの漏水については、水道局では修繕しません。

銚子市指定給水装置工事業者に修繕を依頼してください。

給水装置とは

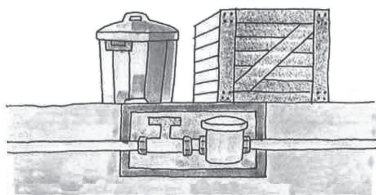
配水管から分かれて、各家庭に水を配る水道管を給水管といいます。

この給水管と止水栓、蛇口などの給水管に直結する給水用具をまとめて「給水装置」と呼びます。



給水装置についての解説図

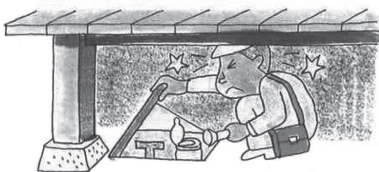
水道メーターの検針にご協力ください



メーターボックスの上に物を置かないでください



犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れてつないでおいてください



家の増改築などで、水道メーターが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください

7月1日から

臨時給水料金 (工事用など) などを見直し

○工事用など臨時で水道を使用する場合、これまで基本料金の設定がなく従量料金のみで料金を算定していましたが、新たに基本料金(月額1,350円)を設定しました。

なお、月額1,350円は、一般的なご家庭で使用している口径20ミリメートルの基本料金と同額です。

○水道の使用を開始した場合や中止した場合の基本料金の算定方法について、使用日数の区分を4区分から2区分に変更しました。